当該教育組織内の教育等に関する実施体制

保健学教育部

委員会等名	委員会等の構成員	委員会等の主な審議内容
保健学教育部教授会	１．議長（保健学教育部長） 次のうち、保健学教育部の教育を担当するもの ２．生命科学研究部の教授 ３．生命科学研究部の専任の准教授及び講師のうちから選出された者４人以内	１．教育課程の編成に関する事項 ２．学生の入学、修了その他その在籍に関する事項及び学位の授与に関する事項 ３．教育部長候補者の選考に関する事項 ４．その他教育に関する重要事項
保健学教育部入試委員会	１．委員長 ２．保健学教育部長 ３．各分野から選出された教授（委員長を含む）各１人	１．選抜方法、学力検査実施教科・科目、学生募集要項、入試の実施方針、合格者の選考、その他入試に関すること、オープンキャンパスに関する事項
保健学教育部大学院教育委員会	１．委員長 ２．保健学教育部長 ３．保健学教育部副教育部長 ４．教務委員長 ５．各講座から選出された専任の博士後期課程研究指導教授各１人 ６．遺伝カウンセリングコース長	１．学事予定に関すること ２．教育課程の編成に関すること ３．授業、学生の修学指導に関すること ４．単位、課程の修了 ５．留学生に関すること ６．教育評価、教育改善に関すること ７．教員資格審査に関すること ８．その他教育に関すること
保健学教育部学生委員会	１．委員長 ２．各分野から選出された者　各１人	１．学生の福利厚生及び厚生補導に関すること ２．図書室の運営に関すること ３．その他学生に関すること
保健学教育部ＦＤ・広報委員会	１．委員長 ２．各分野から選出された者　各１人	１．FD 活動に関すること ２．広報、紀要の発刊に関すること ３．その他 FD・広報に関すること